

第 99 回
定時株主総会
招集ご通知

開催
日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔」

（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意
はございません。何卒ご理解くださいますようお願い
申しあげます。

目次

第99回定時株主総会招集ご通知

（株主総会参考書類）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 第七回信託型ライツ・プラン設定
のために特に有利な条件で新株予
約権を発行する件

<株主提案（第5号議案から第9号議案まで）>

- 第5号議案 買収防衛措置に係る定款変更の件
- 第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変
更の件
- 第7号議案 別途積立金取崩しの件
- 第8号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件
- 第9号議案 剰余金を処分する件

事業報告

連結計算書類

(証券コード4094)

2024年6月4日

株 主 各 位

東京都台東区東上野四丁目8番1号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長 柳 澤 英 二

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第99回定時株主総会招集ご通知」「第99回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付
書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本化学産業」又は
「コード」に当社証券コード「4094」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順
に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット）又は書面（郵送）により議
決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご
検討いただき、2024年6月24日（月曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますよ
う、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号
アートホテル日暮里ラングウッド2階「飛翔」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役4名選任の件

第3号議案 役員賞与支給の件

第4号議案 第七回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

<株主提案(第5号議案から第9号議案まで)>

第5号議案 買収防衛措置に係る定款変更の件

第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件

第7号議案 別途積立金取崩しの件

第8号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

第9号議案 剰余金を処分する件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効としたします。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合は、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、本株主総会招集ご通知には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項は記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告
 - ・「企業集団の現況に関する事項」のうち、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「従業員の状況」、「主要な借入先」
 - ・「会社の株式に関する事項」
 - ・「会社の新株予約権等に関する事項」
 - ・「会計監査人の状況」
 - ・「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況」
 - ・「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ②連結計算書類
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ③計算書類
 - ④連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ⑤会計監査人の監査報告書
 - ⑥監査役会の監査報告書

議決権行使方法のご案内

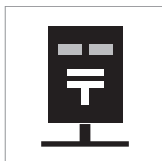
株主総会に当日ご出席していただく方法



株主総会日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会は、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
※午前9時から受付を開始いたします。

書面（郵送）によって議決権を行使していただく方法



行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後5時40分必着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案には「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使していただく方法



詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後5時40分まで

インターネットによる議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。

- ① QRコードを読み取る方法「スマート行使」
 - ② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法
- 1 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - 2 パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号と同様に、大切にお取扱いください。
 - 3 パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
 - 4 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

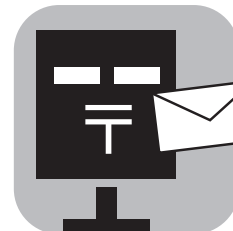
書面による議決権行使のご案内

行使期限：2024年6月24日（月曜日）午後5時40分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

当社取締役会の意見にご賛成の場合は、株主提案に対する賛否ご記入欄の「否」の欄に○印をご表示願います。

※各議案につき賛否のご表示が無い場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。



■記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個 日本化学産業株式会社 御中 私は、2024年6月25日開催の貴社第99回定時株主総会（継続会または仮会を含む）における各議案につき下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2024年 6月 日		お 願 い 1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月24日午後5時40分までに到着するように返送ください。 2. 第1号議案および第2号議案の賛否をご表示の際、一部の除権者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。 3. 賛否のご表示は、出色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。 4. 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、表面記載のウェブサイトへアクセスし2024年6月24日午後5時40分までにご返送ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。												
各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については反対の表示があったものとして取り扱います。 日本化学産業株式会社	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第1号議案 (下の取締役候補者)</th> <th>第2号議案 (下の取締役候補者)</th> <th>第3号議案</th> <th>第4号議案</th> </tr> <tr> <td>会社提案</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>	議案	第1号議案 (下の取締役候補者)	第2号議案 (下の取締役候補者)	第3号議案	第4号議案	会社提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	(ご注意) 株主提案の各議案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。各議案の議決下につき、株主提案に賛成の場合は「賛」、当社取締役会意見と賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。		
議案	第1号議案 (下の取締役候補者)	第2号議案 (下の取締役候補者)	第3号議案	第4号議案										
会社提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否										
	<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th>第5号議案</th> <th>第6号議案</th> <th>第7号議案</th> <th>第8号議案</th> <th>第9号議案</th> </tr> <tr> <td>株主提案</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> <td>賛 否</td> </tr> </table>	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	株主提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード ※QRコードは「株主総会参考書類」の裏面に掲載されています。
議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案									
株主提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否									

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただく議案です。

第5号議案から第9号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は53頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。 ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

■記入例

会社提案・取締役会の意見にご賛成いただける場合

議案	第1号議案 (下の取締役候補者)	第2号議案 (下の取締役候補者)	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
会社提案	○	○	○	○	株主提案	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に反対、株主提案に賛成される場合

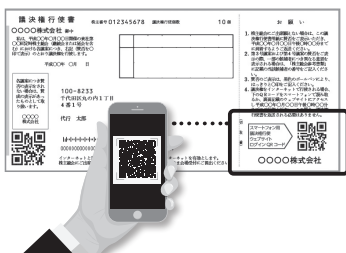
議案	第1号議案 (下の取締役候補者)	第2号議案 (下の取締役候補者)	第3号議案	第4号議案	議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案
会社提案	○	○	○	○	株主提案	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○

インターネットによる議決権行使の方法

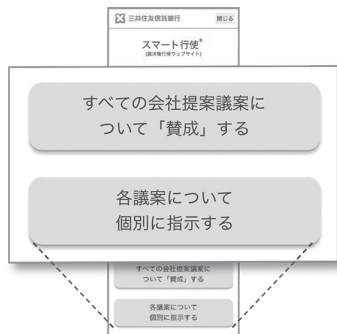
① QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンやタブレット端末で、議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取れば、「議決権行使コード」や「パスワード」を入力することなく、議決権を行使することができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信ください。



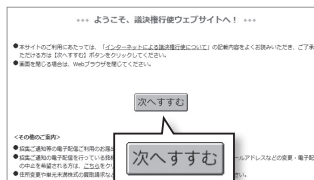
※注意

「スマート行使」での議決権行使は、1回に限り有効です。一度行使した内容を変更する場合は、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。

② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

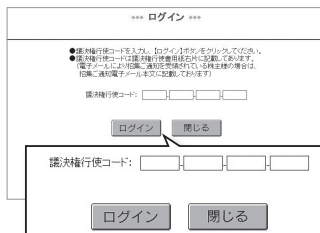
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



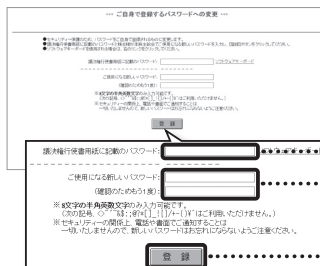
「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の指示にしたがって賛否をご送信ください。

議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	柳 澤 英 二 (1949年11月5日生)	1973年4月 新日本製鐵(株)入社 1983年7月 新日本製鐵(株)標準建築事業部掛長 1987年4月 当社入社 1988年4月 当社建材本部長 1989年6月 当社取締役 1993年6月 当社常務取締役 1995年6月 当社専務取締役 1996年4月 当社建材本部長 兼 社長室長 1999年6月 当社代表取締役専務 2003年6月 当社代表取締役社長 (現任)	263,731株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、2003年6月より当社の代表取締役社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	角 谷 博 樹 (1957年2月27日生)	1982年4月 住友金属鉱山(株)入社 2012年6月 住友金属鉱山(株)執行役員 機能性材料事業部長 2017年6月 住友金属鉱山(株)常務執行役員 材料事業本部副本部長 2019年7月 当社執行役員 薬品生産本部薬品生産技術センター長 2021年4月 当社執行役員 R&Dセンター長 2021年6月 当社取締役 (現任) 2021年6月 当社常務執行役員 2021年6月 当社薬品生産本部担当 兼 R&Dセンター長 2021年10月 当社薬品生産本部担当 兼 R&Dセンター長 兼 電池材料事業開発部長 2023年4月 当社専務執行役員 兼 薬品事業統括本部長 (現任)	6,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>住友金属鉱山(株)での豊富な経験と高い見識に基づき、2023年4月より、薬品生産本部、薬品営業本部及び海外本部並びにR&Dセンターを一元統括する薬品事業統括本部長に就任し、薬品事業の発展に従事しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有し、なおかつ外部環境の変化への対応力も有していることから、薬品事業のみならず会社全体の成長力強化に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	おお た たけ ゆき 太 田 武 之 (1958年8月4日生)	1981年4月 (株)三井銀行入行 2004年1月 (株)三井住友銀行六本木法人営業部長 2006年4月 (株)三井住友銀行新横浜法人営業部長 2008年4月 (株)三井住友銀行日本橋東法人営業部長 2010年6月 太陽石油(株)執行役員 2014年4月 太陽石油(株)常務執行役員 2016年12月 太陽石油(株)常務執行役員 兼 南西石油(株)代表取締役社長 2019年4月 当社総務部エグゼクティブ・アドバイザー 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 当社常務執行役員 2019年6月 当社総務部門担当 2022年6月 当社管理本部長(現任) 2023年4月 当社専務執行役員(現任) 2024年1月 当社情報システム管理室長(現任)	11,400株
取締役候補者とした理由 金融業界における長年の企業経営等に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2022年6月より管理本部長に就任、また、2023年4月より専務執行役員に就任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	やま もと あきら 山 本 晃 (1960年1月4日生)	1983年4月 新日本製鐵(株)入社 2011年4月 新日鉄エンジニアリング(株)営業総括部長 2012年10月 新日鉄住金エンジニアリング(株)東北支店長 2014年7月 新日鉄住金エンジニアリング(株)リスクマネジメント部長 2016年4月 新日鉄住金エンジニアリング(株)マネジメントサポートセンター総務部長 2019年6月 日鉄エンジニアリング(株)常勤監査役 2023年6月 当社取締役(現任) 2023年6月 当社執行役員(現任) 2024年4月 当社経営企画室長(現任)	100株
取締役候補者とした理由 日鉄エンジニアリング(株)で、営業総括部長及びリスクマネジメント部長並びに常勤監査役を務めた豊富な経験と高い見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
5	はちむら たけし 鉢村 健 (1959年7月6日生)	1982年4月 日本銀行入行 2001年11月 日本銀行券券局総務課長 2005年3月 日本銀行福島支店長 2008年4月 日本銀行国際局参事役 2008年5月 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 長期専門家 (中央銀行業務/総括) ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト 2011年6月 内閣官房 東京電力に関する 経営・財務調査委員会 事務局次長 2011年7月 内閣官房審議官 (東日本大震災復興対策本部) 2012年2月 復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官 2012年10月 日本銀行 神戸支店長 2015年6月 (株)ルネサンス 社外監査役 2017年3月 凸版印刷(株) (現TOPPANエッジ(株)) 顧問 (現任) 2018年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年4月 立教大学 兼任講師 (現任) 2019年8月 令和総合研究所(株) 代表取締役 (現任) 2020年5月 アレンザホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 (現任) 2022年9月 一般社団法人日本デューデリジェンス協 会代表理事 (現任) (重要な兼職の状況) TOPPANエッジ(株) 顧問 令和総合研究所(株)代表取締役 立教大学 兼任講師 アレンザホールディングス(株)社外取締役監査等委員 一般社団法人日本デューデリジェンス協会代表理事	8,500株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から 経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に資するところは大きいと判断し、 引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	たき じゅん こ 滝 順 子 (1967年7月17日生)	1990年4月 オリックス(株)入社 1997年10月 朝日監査法人入所 (現 有限責任あずさ監査法人) 2018年6月 住江織物(株)グローバル統括室部長 2019年8月 住江織物(株)グローバル統括室部長 兼 経営企画室部長 2021年2月 滝公認会計士事務所 代表 (現任) 2022年5月 イオンモール(株)社外取締役 (現任) 2022年6月 新田ゼラチン(株)社外監査役 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 滝公認会計士事務所 代表 イオンモール(株)社外取締役 新田ゼラチン(株)社外監査役	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 豊富な経験と高い見識に基づき、他社において、経営に近い執行職として事業戦略立案、経営管理基盤の再構築、会計内部統制構築等の業務経験や、公認会計士として会計コンサルティング及び企業ガバナンス等の専門家として培われた高い知見を活かし、会社から独立した社外の視点から、当社取締役会において適切な監督・助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
7	かん だ あ さか 神田 安 積 (1963年12月25日生)	1993年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 銀座東法律事務所弁護士 1999年4月 レックスウエル法律特許事務所パートナー弁護士 2002年5月 西新橋綜合法律事務所パートナー弁護士 2008年6月 株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役 2009年12月 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 2010年4月 第二東京弁護士会副会長 2011年6月 マックス(株) 補欠社外監査役 2014年4月 ウイン・パートナーズ(株)社外監査役 2015年3月 日本弁護士連合会事務次長 2015年6月 ウイン・パートナーズ(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2016年6月 マックス(株)補欠社外取締役 (監査等委員) 2018年6月 マックス(株)社外取締役 (監査等委員) (現任) 2019年4月 日本弁護士連合会常務理事 2021年4月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2023年6月 当社社外取締役 (現任) 2023年9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長 (現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長 ウイン・パートナーズ(株)社外取締役 (監査等委員) マックス(株)社外取締役 (監査等委員)	0株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としての専門的な知見を有しており、他社において、社外取締役、社外監査役として会社経営に関与されており、これらの知見及び経験を活かし、会社から独立した社外の視点から、当社取締役会においても適切な監督・助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 鉢村 健、滝 順子、神田安積の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 責任限定契約について
鉢村 健、滝 順子、神田安積の各氏と、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 社外取締役在任期間について
- ① 鉢村 健氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
- ② 滝 順子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- ③ 神田安積氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある、損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 候補者鉢村 健、滝 順子、神田安積の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。
6. 取締役野瀬賢造氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おの 小野寺 文敏 (1957年11月6日生)	1980年4月 (株)三井銀行入行 2001年10月 (株)三井住友銀行築地法人営業部長 2003年6月 (株)三井住友銀行札幌法人営業部長 2005年4月 (株)三井住友銀行渋谷法人営業第一部長 2007年4月 (株)三井住友銀行本店営業第四部長 2008年4月 (株)三井住友銀行執行役員本店営業第四部長 2009年4月 (株)三井住友銀行執行役員東京都心法人営業本部長 2010年6月 室町不動産(株) 代表取締役社長 2019年6月 (株)室町クリエイト 代表取締役社長 2020年6月 当社監査役（現任） 2021年6月 (株)SMBC信託銀行 社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) (株)SMBC信託銀行 社外監査役	1,100株
<p>社外監査役候補者とした選任理由</p> <p>金融機関における長年の企業経営に関する経験に加え、室町不動産(株)及び(株)室町クリエイトで代表取締役社長を務めるなど、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績を有することから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2※	さいとう つよし 齊藤 毅 (1959年12月4日生)	1982年4月 (株)北海道拓殖銀行入行 2009年7月 中央三井信託銀行(株)執行役員リスク統括部長 2012年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)常務執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役常務執行役員 2013年4月 三井住友信託銀行(株)常務執行役員 2016年4月 三井住友信託銀行(株)専務執行役員 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)副社長執行役員 三井住友信託銀行(株)取締役副社長 2017年6月 三井住友トラスト・ホールディングス(株)執行役員 三井住友信託銀行(株)代表取締役副社長 2021年4月 三井住友トラストクラブ(株)取締役会長 三井住友トラスト総合サービス(株)顧問 (現任) 2021年6月 りらいあコミュニケーションズ(株)社外監査役 2021年8月 UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント(株) 取締役会長 2023年12月 大和ハウスリート投資法人 執行役員 (現任) 2024年4月 三井住友トラストクラブ(株)顧問 (現任) (重要な兼職の状況) 三井住友トラスト総合サービス(株) 顧問 大和ハウスリート投資法人 執行役員 三井住友トラストクラブ(株) 顧問	0株
社外監査役候補者とした選任理由 三井住友信託銀行(株)の代表取締役副社長並びに三井住友トラスト・ホールディングス(株)の副社長執行役員を経て、現在は三井住友トラスト総合サービス(株)の顧問及び大和ハウスリート投資法人の執行役員並びに三井住友トラストクラブ(株)の顧問を務めるなど、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績を有することから、社外監査役として取締役の職務を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といいたしました。			
3※	なり あい あき こ 成相 明子 (1963年3月29日生)	1986年4月 東京国税局入局 2012年7月 税務大学校総合教育部教授 (法人税担当) 2014年7月 麻布税務署副署長 (法人税担当) 2016年7月 税務大学校東京研修所主任教育官 2018年7月 東京国税局調査第三部調査第27部門統括国税調査官 2019年7月 江東東税務署長 2020年7月 東京国税局調査第四部調査総括課長 2021年7月 税務大学校総合教育部長 2022年7月 新宿税務署長 2023年9月 税理士登録 成相明子税理士事務所開設 (現任) (重要な兼職の状況) 成相明子税理士事務所 税理士	0株
社外監査役候補者とした選任理由 国税局での勤務経験と、税理士としての専門的な知識及び財務並びに会計に関する豊富な知見を有しており、客観的な立場から多くの助言・提言をいただけるものと考えております。過去に会社経営に関与した経験はございませんが、税務署長を務めるなど高度な専門的知見を有することから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4※	おおむろさちこ 大室幸子 (1980年4月25日生)	2004年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森・濱田松本法律事務所入所 2018年1月 同法律事務所パートナー(現任) 2019年4月 ピジョン(株)補欠監査役 2022年6月 カンダホールディングス(株)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 森・濱田松本法律事務所パートナー カンダホールディングス(株)社外監査役	0株
<p>社外監査役候補者とした選任理由</p> <p>弁護士としての高い専門知識と見識を有しており、過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として多くの企業経営の問題解決に関与された経験をもとに、その専門分野から多くの助言・提言をいただけるものと考えております。これらのことから、社外監査役として取締役の職務執行を監査する役割を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 小野寺文敏、斉藤 毅、成相明子、大室幸子の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 当社は、小野寺文敏氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。本総会において再任された場合には、引き続き本契約を継続する予定であります。斉藤 毅、成相明子、大室幸子の各氏が監査役に選任された場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外監査役在任期間について
小野寺文敏氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 当社は、監査役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある、損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 候補者小野寺文敏氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。斉藤 毅、成相明子の各氏が監査役に選任された場合は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 大室幸子氏の戸籍上の氏名は竹中幸子です。
9. 監査役吉田 豊、花木正義、富山正次の各氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

(ご参考)

取締役候補者及び監査役候補者が有する知識・経験・能力（スキル・マトリックス）

	性別	企業経営	営業・マーケティング	コンプライアンス・リスク管理	財務・会計・税務	製造・技術・研究	サステナビリティ	国際性
柳澤英二	男性	○	○	○	○			
角谷博樹	男性	○	○			○	○	
太田武之	男性	○		○	○			
山本晃	男性		○	○		○		
鉢村健	男性	○			○			○
滝順子	女性	○			○			○
神田安積	男性	○		○			○	
小野寺文敏	男性	○	○	○				
斉藤毅	男性	○			○			
成相明子	女性			○	○			
大室幸子	女性			○			○	

第3号議案 役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の会社業績を勘案し、役員賞与総額35,000千円（当期末における取締役8名に対し総額30,572千円（うち社外取締役3名に対し総額4,200千円）、監査役4名に対し総額4,428千円（うち社外監査役3名に対し総額3,785千円））を支給することといたしたいと存じます。

本議案につきましては、社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名報酬委員会で業績、その他成果等を総合的に検討し、審議したうえで、取締役会において決定したものであり、内容は相当であると判断しております。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 第七回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご了承をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第244条の2第5項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の会社法第244条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

(あ) 第七回信託型ライツ・プラン（以下、本議案において「本信託型ライツ・プラン」といいます。）設定の目的

(1) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の取り組みについて

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年8月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として1946年2月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年4月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面

処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよりの戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいております。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場・埼玉工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内4工場に海外子会社を加えた「5工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靱な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものとしたと考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼

関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置付けて実践しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、当社は取締役会を経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、少数の取締役（2024年5月14日現在で社外取締役3名を含む8名）全員が原則として月1回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるきめ細かな情報をベースに、十分な議論を尽くした上での適切かつ迅速な意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全化・経営責任の明確化のために努力しております。また、2020年2月27日には社内取締役及び独立社外取締役3名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役とする「指名報酬委員会」を設置し、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。また、当社は業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会で決定した基本方針に従って業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月1回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(2) 本信託型ライツ・プラン設定の必要性について

当社は、2024年5月14日に開催された当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）に定義されるものをいいます。）の一つとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大量保有者グループ又は公開買付者グループ¹（以下、これらのグループを総称して「大規模買付者グループ」といいます。また、大量保有者グループを形成する当社株券等の保有者及び公開買付者グループを形成する当社株券等の公開買付けを行う者を総称して「大規模買付者」といいます。）による当社株券等²の議決権割合³が15%⁴を超える結果となる当社株券等の取得等（以下、かかる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」といいます。）への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した本信託型ライツ・プランを設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本総会に付議することを決定いたしました。

¹ 大量保有者グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。）であって、15%を超える議決権割合（後記2の「本新株予約権の募集事項」(以下「本新株予約権の募集事項」といいます。)(9)1)において定義されます。以下同じ。)を有する者等を、公開買付者グループとは、当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。）について、買付け等（同法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。）の議決権割合と合計して15%を超えることとなる公開買付け（同法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。）を行う者及び当該特別関係者等をそれぞれいい、その詳細は、本新株予約権の募集事項（9）1）に定義されます。

² 以下、場合に応じ金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等又は同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます（上記脚注1をご参照ください。）。

³ 本新株予約権の募集事項（9）1）において定義されます。以下同じ。

⁴ 本信託型ライツ・プランにつきましては、その発動の基準として15%という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15%を対抗措置の発動基準として用いている例が存すること、②企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の1/6超（約16.7%超）という数値が、簡易合併等について株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第1号等ご参照）、③当社において、過去に、濫用的買収者と疑われる者に当社株券等の10数%前後を取得され、当社の経営に著しい悪影響が生じた歴史的経緯があること、④今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること等々の事情を総合的に勘案したものです。

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する同意なき買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下「買収提案」といいます。）が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、同意なき買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様を買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものであると考えます。

本信託型ライツ・プランは、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、第六回信託型ライツ・プラン（2021年6月25日に開催された当社第96回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました信託型ライツ・プランをいいます。以下同じ。）に引き続き、設定されるものです。

当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断した場合は、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な提案と判断された場合、これに対して相応の対抗策を講ずることが必要であると考えております。そのため様々な角度から検討した結果、かかる不適切な同意なき買収への具体的対抗策として、本信託型ライツ・プランが最も適切な方策であると判断し、これを設定することと

いたしました。

なお、現時点において、当社株券等について、具体的な大規模買付け等の兆候があるとの認識はございません。

また、2024年3月31日現在における当社の大株主の状況は、第99回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）3頁のとおりです。

本信託型ライツ・プランの詳細につきましては以下に記載のとおりですが、その概要は、大量保有者グループ又は公開買付者グループの有する当社の株券等の議決権割合を希薄化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。

この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等⁵を行い、株主の皆様は、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の当社の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与える影響等について説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、かかる仕組みを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除き、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。他方、大規模買付者の側では、このような仕組みが存在することによって、当社取締役会に対して事前に関取提案を行い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために当社取締役会と真摯に交渉するインセンティブを有することになります。

なお、買取提案がなされ、本信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断の必要が生じた場合、当社から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者等から構成される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）が、客観的立場から、合理的判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う役割を担うこととなります。

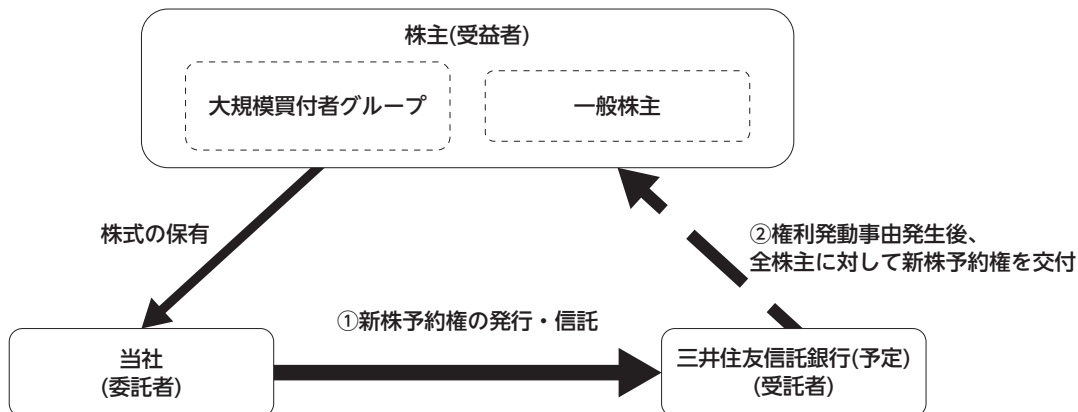
⁵ 収集・検討等を行う情報としては、例えば、大規模買付者グループの概要、大規模買付け等の目的、内容及び方法並びに大規模買付け等の完了後に意図する当社の経営方針及び利害関係者への対応方針・処遇方針等が含まれますが、これらに限られません。

また、本信託型ライツ・プランが経営陣の自己保身に利用されないよう、下記（い）（2）にその詳細が記載されるとおり、①設定に際しての株主総会特別決議による承認、②合理的な客観的解除要件の設定、③新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）、④ライツ・プラン運用ガイドライン（下記（い）（1）④に定義されます。以下同じ。）の採択、⑤独立社外者のみからなる特別委員会の設置、⑥第三者専門家の意見の取得、⑦有効期間の限定（3年間のサンセット条項の存在）及び⑧当社取締役の任期（1年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）等の方策を講じることとしております。この点において、本信託型ライツ・プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」上必要とされる、1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2）事前開示・株主意思の原則及び3）必要性・相当性の原則といった各原則に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、さらに、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収への対応方針の導入に関する事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しており、高度な合理性を有しております。

(い) 本信託型ライツ・プランの概要

(1) 本信託型ライツ・プランの仕組み

当社が設定する本信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



① 株主総会の決議

当社は、本総会において、新株予約権（第七回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）について募集事項の決定がなされた場合には、下記②記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（予定。以下「本信託銀行」といいます。）に対して、(a) 大規模買付者グループに属する者による本新株予約権の行使を認めない旨の条項及び (b) 当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項（取得条項）等を付した本新株予約権を、無償で発行いたします（本新株予約権の内容の詳細につきましては、本新株予約権の募集事項をご参照ください）。

② 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添2をご参照ください。

また、当社は、本総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、上記①記載のとおり、本総会の決議に基づき、本信託の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行

は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等（会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所規則等を総称したものをいいます。以下同じ。）によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

③ 本新株予約権の内容

本信託型ライツ・プランの設定に伴い発行される本新株予約権は、これを行使すると、1個当たり当社普通株式を原則として1株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額は、1円とします。

本新株予約権は、一定の者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日（会社法第238条第1項第4号に定義されます。）の前後を問わず、（ア）大量保有者グループ（脚注1に規定される大量保有者グループをいいます。）になったことを示す公表⁶が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、（イ）公開買付者グループ（脚注1に規定される公開買付者グループをいいます。）による公開買付けの開始公告が行われたことを示す公表⁷が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき（つまり、大規模買付者グループが生じた旨が当社によって公表された日の翌日から起算して14日間が経過したとき）（以下、上記（ア）又は（イ）に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、原則として、大規模買付者グループに属する者以外の者のみが、これを行使することができます⁸。なお、当社取締役会は、下記④にて後述するライツ・プラン運用ガイドラインに従い、上記（ア）又は（イ）に定める14日の期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を先送りすることもできます。

ただし、本新株予約権は、ある者による当社株券等の大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、次の各号に規定する事由のいずれもが存在しない場合には、その全部につきこれを行使することができないものとされています。

⁶ 本新株予約権の募集事項（9）1）において定義されます。

⁷ 本新株予約権の募集事項（9）1）において定義されます。

⁸ その詳細は、本新株予約権の募集事項（9）1）をご参照ください。

- 1) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとします。以下同じ。）を損なうことが明白であること
- 2) 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- 3) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買取（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社の株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいいます。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主の皆様が事実上強要するものであること
- 4) 当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みますがこれに限られません。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること
- 5) 上記1)乃至4)のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

さらに、上記1)乃至5)のいずれかの事由が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合や、当該大規模買付け等につき、以下の全ての条件が充足された場合には、本新株予約権は、その全部につきこれを行行使することができないものとされています。

- (A) 当社取締役会が提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在する場合
- (B) 当該代替案が当社の支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいいます。）を伴う場合で、かつ、以下の(a)乃至(d)の4つの条件が全て満たされる場合

- (a) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式の全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
- (b) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後において予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でないこと
- (c) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買取等、それに応じることを当社の株主の皆様様に事実上強要するものでないこと
- (d) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないこと

なお、以上の各事由又は各場合に該当するか否か、また、以上の各条件が充足されるか否かについては、下記④記載のライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、下記④記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されます。

上記に加え、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することもできます。

また、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、以上述べたところに従い本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。

さらに、当社は、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合や当社株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合等、本新株予約権の募集事項（10）2）に規定される一定の場合に該当するときは、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

なお、本新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。

その他本新株予約権の内容の詳細については、下記「(2) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」及び本新株予約権の募集事項をご参照ください。なお、本新株予約権の内容は、本信託型ライツ・プラン設定後の買取防

衛策に関する法令等の改正、裁判例、買収防衛策に関する議論の変化等を踏まえ変更が必要な場合には、本総会における本新株予約権の募集事項の決定に関する株主総会決議の趣旨の範囲内において、受益者代理人及び特別委員会の同意を得た上で、法令等で必要とされる手続に従って変更されることがあります。

当社は、大規模買付者グループが生じた事実、権利発動事由が発生時点を先送りする場合における先送りの理由及び期間並びに本新株予約権の全部につきこれを行行使することができない事由又は場合に該当するか否か等についての特別委員会による勧告を含む当社取締役会の判断その他の必要かつ適切と判断する事項については、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

④ ライツ・プラン運用ガイドライン及び特別委員会

当社においては、本信託型ライツ・プランの設定に際し、当該プランが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために合理的に運用されることを確保するため、本総会で株主の皆様の本信託型ライツ・プランがご承認されることを条件に、概要別添2に記載される内容を有するライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」といいます。）を当社取締役会の決議をもって採択することとしておりますが、本取締役会において、このライツ・プラン運用ガイドラインの運用に重要な役割を果たす特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3名以上とし（ただし、本信託型ライツ・プラン設定時の員数は3名とします。）、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要、以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際しては、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結することが条件とされます。また、特別委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

- 1) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下本④において同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除きます。以下本④において同じ。）となつたことがない者
- 2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
- 3) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メ

イン・バンク)において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者

- 4) ①当社等の主要な取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織(当社等を除きます。)、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
- 5) 当社等との間に特別利害関係のない者
- 6) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等

本信託型ライツ・プラン設定時における特別委員会の委員には、本信託型ライツ・プランの設定に伴い、引き続き社外取締役として鉢村健氏が、社外有識者として村田守弘公認会計士・税理士及び北村康史弁護士が、それぞれ就任する予定です(各委員の略歴につきましては、別添3をご参照ください)。

特別委員会は、権利発動事由発生時点の先送りに関する決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の有無、本新株予約権の取得の是非等について、ライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従って決定を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。なお、特別委員会は、本信託型ライツ・プランの発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認するための株主意思確認総会を開催することを当社取締役会に勧告することがあります。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

また、特別委員会は、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努めます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家(フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。)の助言を得ることができるものとされています。

⑤ 大規模買付者グループ出現後の対応

大規模買付け等が開始され、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインの規定に従って、本新株予約権を行使することができない場合に該当するか否か又は本新株予約権の取得の是非等(本信託型ライツ・プランの発動の是非について、株主

の皆様のご意思を確認するための株主意思確認総会を開催し、当該株主意思確認総会の決議に従うよう求めることを含みます。) について決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権を無償取得する旨の当社取締役会の決議がなされた場合には、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。さらに、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、特別委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由の発生時点を先送りすることもできます。先送りされた期間中は、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。

他方、大規模買付け等が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記の決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その後一定の手続に従い最初に特定される全ての株主の皆様（大規模買付者グループを含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。）が所定の手続を経た上で本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、本信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます。ただし、上記③記載のとおり、大規模買付者グループに属する者は、原則として本新株予約権を行使できません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式1株当たり1個の本新株予約権の交付を本信託銀行から受けた上、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額である1円に、本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数に乗じた価額に相当する金銭を、払込取扱場所において払い込むとともに、本新株予約権の募集事項のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の個数、対象となる株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、当社取締役会が別途本新株予約権の行使に関して提出を要請する書類（大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含みます。）を添えて本新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより、本新株予約権を行使することができることとなります。

また、当社は、本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様（大規模買付者グループに属する者を除きます。）の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができます。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、それらの株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者グループに属する者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽等が存した場合には、交付された当社普通株式の発行が無効であることを確認し、又は交付された当社普通株式を直ちに返還若しくは無償で当社に譲渡する等、交付された当社普通株式を当社の指示に従って取り扱う旨の文言を記載した文書、株式を交付する際の振替手続上必要な情報を記載した文書その他必要となる文書等をご提出いただくことがあります。）。ただし、大規模買付者グループに属する者の有する本新株予約権については、取得の対象となりません。

(2) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

本信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則）に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が導入して2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

また、本信託型ライツ・プランの設定に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収への対応方針の導入に関する事項（①開示の充分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しております。即ち、①開示の充分性及び②透明性に十分配慮し、また、以下のとおり、④株主の権利に対しても慎重に配慮するものであります。また、本信託型ライツ・プランの設定に当たり、③流通市場に与える直接の具体的影響はないものと考えます。

① 設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、本新株予約権の発行に際し、本議案により、株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

② 合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

③ 新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）

当社取締役会は、上記 (a) ③に従い本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、本新株予約権の募集事項（10）2）に規定される一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピル等といったライツ・プランとは全く異なるものです。

④ ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

⑤ 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外取締役1名及び社外有識者2名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるものとしています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び本新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を受けることができるとされています。

⑦ 有効期間の限定（3年間のサンセット条項の存在）

本新株予約権の行使期間は原則として2027年6月30日までの3年間とされており、かかる3年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

⑧ 当社取締役の任期（1年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を1年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

(ウ) 本信託型ライツ・プランが株主の皆様に与える影響等

(1) 本信託型ライツ・プランの設定時

本信託型ライツ・プランの設定時においては、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本信託型ライツ・プランの発動時

本信託型ライツ・プラン発動時においては、当社取締役会は、本新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定するために基準日を設定し、又は当社から振替機関に対して、当社が定める一定の日における株主の皆様の通知を請求することによって、本新株予約権が交付される株主の皆様を特定いたします。そして、基準日又は当該当社が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、信託契約及び法令等に従った手続を行っていただくことを前提に、その所有する普通株式の数に応じて本新株予約権が交付されます。なお、受益者たる株主の皆様へ本新株予約権を交付するに際しては、法令等に基づく本人確認手続等が必要となります。

以上の手続により株主の皆様に対して本新株予約権が交付された場合には、①本新株予約権の募集事項に規定される行使条件に基づき、株主の皆様のご判断によって本新株予約権を行使していただくことにより、当社が、本新株予約権を行使された株主の皆様に対して当社普通株式を交付するか、又は、②本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、当社が、株主の皆様から本新株予約権を取得し、その取得の対価として株主の皆様に対して当社普通株式を交付いたします。

① 本新株予約権の行使に対して当社普通株式を交付する場合

株主の皆様においては、原則として、1個の本新株予約権につき1円を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の本新株予約権行使請求書等を提出することにより、原則として、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ず、かつ、その後当社が下記②の方法によって本新株予約権を取得しなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式が希薄化することとなります。一方で、大規模買付者グループに属する者は本新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することとなります。

② 本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を交付する場合

当社が本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、本新株予約権を

取得する際の手続としては、当社は、特別委員会の勧告を受けた当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権が株主の皆様へ交付された後の一定の日をもって、株主の皆様への所有に係る本新株予約権を取得し、その取得の対価として当社普通株式1株を交付いたします。

これらの手続による場合には、株主の皆様から、振替手続により当社普通株式を交付するために必要な情報等を当社に提供していただく場合があります。

なお、大規模買付者グループに属する者は、他の株主の皆様に対してのみ当社普通株式が交付されることとなる結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

(3) 本新株予約権の無償取得時

上記 (い) (1) ③記載のとおり、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。加えて、当社は、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権の募集事項に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

この場合、株主の皆様が保有する当社普通株式が希薄化されないこととなり、また当社普通株式の価格が変動するおそれがあります。

以上より、当社は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」をはじめ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに東京証券取引所が導入して2015年6月1日より適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収への対応方針の導入に関する事項、その他各方面において進められているいわゆる同意なき買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及び信託銀行等の第三者の見解を踏まえ、導入の

当否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、現時点において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、第六回信託型ライツ・プランに引き続き、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

そこで当社は、このように当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策である本信託型ライツ・プラン設定のため、本信託銀行に対して、本新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 本新株予約権募集事項

(1) 申込期日

2024年6月26日

(2) 割当日（会社法第238条第1項第4号に定義される。）

2024年6月26日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。）する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3) 又は4) により対象株式数（下記3) に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3) 各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、本新株予約権1個当たり1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

- 4) 上記3)の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。
- ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。
- (4) 本新株予約権の総数
25,000,000個
- (5) 各本新株予約権の払込価額
無償とする。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は1円とする。
- (7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所（予定）
三井住友信託銀行株式会社
本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (8) 本新株予約権の行使期間
2024年7月1日から2027年6月30日（ただし、2027年6月30日以前に権利発動事由（下記（9）1）に定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から6ヶ月間を経過した日）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1) 下記①乃至⑤に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

(ア) 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下本（ア）において同じ。）の保有者（同法第27条の23第1項の保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下「保有者」という。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。）であって、15%を超える議決権割合⁹を有する者（当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。）に規定される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15%を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下、これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。）になったことを示す公表（ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15%以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者（後に定義される。）が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、

⁹ 議決権割合とは、(i)当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。）の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）又は(ii)当社が発行者である株券等（同法第27条の23第1項に定義される。）の公開買付けに係る公開買付者（下記(イ)に定義される。）及び特別関係者（下記(イ)に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。）の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定される。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定される。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。

又は、

- (イ) 当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本（イ）において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の2第6項に定義される公開買付けであって、同法第27条の2第1項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の2第7項に定義される。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本（イ）において同じ。）の議決権割合と合計して15%を超える場合に限る。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開示公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記（ア）又は（イ）に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、下記（14）及び（15）に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i) これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認

を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii) これらのグループに属する者又は上記 (i) に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び (iii) これらのグループに属する者又は上記 (i) 若しくは (ii) に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行う、上記 (ii) 及び (iii) に該当する者か否かの認定は、別紙に定める共同協調行為等認定基準（ただし、特別委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らし、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとする。）に従い行うものとする。）も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者及び公開買付者グループを形成する公開買付者を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者による当社株券等¹⁰の議決権割合が15%を超える結果となる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認められる行為を総称して「大規模買付け等」という。

- ① 当社又は当社の子会社
- ② 当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

¹⁰ 以下、場合に応じ金融商品取引法第27の23第1項に規定される株券等又は同法第27条の2第1項に規定される株券等をいう。

- ⑤ 上記①から④までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると認められた者（一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。）
- 2) 上記1)にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i) 次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、又は (ii) 一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記 (i) 又は (ii) の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。
- ① 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。以下同じ。）を損なうことが明白であること
- ② 当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- ③ 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社の株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主の皆様にも事実上強要するものであること
- ④ 当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含むがこれに限られない。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること
- ⑤ 上記①乃至④のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

- 3) 上記2)のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。）を伴う場合であって、(i) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに応じることを当社の株主の皆様にも事実上強要するものでなく、及び (iv) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。
- 4) 上記2) 及び3)のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i) 所定の手続の履行若しくは (ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は (iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- 5) 受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記1) ④に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。
- 6) 本新株予約権者が、上記1) から5) までの規定に従い本新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 本新株予約権の取得事由及び条件

- 1) 当社は、権利発動事由発生時点以降、上記(8)所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記(9)に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記(9)4)により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。
- 2) 上記1)のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日(ただし、以下の⑤又は⑥の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して3営業日が経過した日)において、本新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ① 権利発動事由が生じた場合であって、上記(9)2)又は3)に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合
 - ② 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合
 - ③ 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合
 - ④ 上記①乃至③のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
 - ⑤ 特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合
 - ⑥ 当社株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

- 1) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。
- 2) 上記(10)に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記3)又は4)により交付株式数(下記3)に定義される。)が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \text{調整前交付株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

4) 上記3)の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

- ① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の1)から5)までに掲げる行為(以下「合併等」という。)を行う場合は、当社は、当該1)から5)までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。)をして、下記①乃至⑤の各号の定めに従い、本新株予約権者に対し、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記①乃至⑤の各号の決定方針に沿う記載のある当該1)から5)までに定める契約又は計画につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
 - 2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
 - 3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
 - 4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
 - 5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画
- ① 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
存続株式会社等の普通株式

- ② 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続株式会社等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - ④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
上記(8)乃至(11)等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。
 - ⑤ 存続株式会社等による譲渡承認について
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、存続株式会社等の取締役会は、下記(16)①乃至④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。
- (13) 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における、増加する資本金の額及び資本準備金の額
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所
本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類(当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項が記載された書面を含む。)並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規(日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。)の下でその時々において要求されるその他の書類(以下「添付書類」という。)を添えて、本新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(14)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が本新株予約権の行使場所に到着した時(ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時)とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であつて、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記(9)4)の規定により本新株予約権を行使することができない者(上記(9)2)、3)又は5)の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

- ① 本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書(下記②乃至④についての表明・保証条項及び補償条項を含む。)が譲渡人によって提出されていること
- ② 譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと
- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
- ④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先(予定)

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

以 上

(別紙) 共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本信託型ライツ・プランで定義される大規模買付者を含む「大規模買付者グループ」の認定に際して、当社取締役会が行う、本新株予約権の募集事項(9)1)(ii)及び(iii)に該当する者か否かを判定するための基準として用いるものである。
 - ※ 認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。)について、下記の各項目のうち、原則として、下記(1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、大規模買付者グループとの間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
- (1) 当社株券等を取得している時期が、大規模買付者グループによる当社株券等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか。
 - (2) 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか。
 - (3) 当社株券等の取得を開始した時期が、大規模買付者グループによる当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該大規模買付者グループによる当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本信託型ライツ・プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該大規模買付者グループの行動に関連するイベントと近接しているか。
 - (4) 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、大規模買付者グループによる当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか。)の特徴との間に共通性がみられるか。
 - (5) 大規模買付者グループが株券等を取得している(又は取得していた)他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該大規模買付者グループのそれと重なり合っているか。
 - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の上場会社(当該大規模買付者グループとともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が当該大規模買付者グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か。

- (7) 上記 (5) 記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び大規模買付者グループ（並びに当該認定対象者以外の者で当該大規模買付者グループと同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か。
- (8) 大規模買付者グループとの間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか。
- (9) 大規模買付者グループとの間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ。）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか。
- (10) 当社に対する株主権（共益権）の行使が大規模買付者グループのそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この (10) を唯一の根拠として「大規模買付者グループ」と認定してはならないものとする。）。
- (11) 当社の事業や経営方針に関する言動等が大規模買付者グループのそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この (11) を唯一の根拠として「大規模買付者グループ」と認定してはならないものとする。）。
- (12) その代理人やアドバイザーが、大規模買付者グループのそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該大規模買付者グループとの間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）。
- (13) その他、大規模買付者グループとの間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか。

以 上

(別添1) 信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (予定)
受益者	将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主 (買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。)
受益者代理人	受益者代理人を置くものとする。
信託契約締結日	2024年6月26日 (予定)
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間 終了時までの期間
信託目的	新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従 い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
信託財産	新株予約権 25,000,000個
信託財産交付事由	本新株予約権の募集事項(9)1)に規定される権利発動事由が発生し、 かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取締役会による承認決 議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続を経た上で、受益者に対してその保有する当社普通株 式1株当たり1個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算 報告	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日 受益者代理人及び委託者宛
最終計算承認	受益者代理人及び委託者

以 上

(別添2) ライツ・プラン運用ガイドラインの概要

- ・ 企業価値特別委員会（以下、本別添2において「特別委員会」という。）は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要、以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際して、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
 - (a) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）となったことがない者
 - (b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
 - (c) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
 - (d) ①当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除く）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
 - (e) 当社等との間に特別利害関係のない者
 - (f) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等
- ・ 特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (a) 本新株予約権の募集事項（9）1）に規定される権利発動事由発生時点の先送りに関する決定
 - (b) 本新株予約権の募集事項（9）1）に規定される大規模買付者グループに属する者であるか否かの認定に関する決定

- (c) 上記 (b) を除く本新株予約権の募集事項 (9) 1) に規定する者に該当する者であるか否かの認定に関する決定
 - (d) 本新株予約権の募集事項 (9) 1)、(9) 2) に従い本新株予約権を行使することができない場合であるか否かの決定
 - (e) 本新株予約権の募集事項 (10) に従った当該要項所定の本新株予約権の取得の是非に関する決定
 - (f) その他本新株予約権の募集事項において特別委員会の勧告を要するものとされている事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
 - (g) その他当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
- ・ 特別委員会は、上記各決定に際しては、大規模買付者により当社に対して当社株券等の大規模買付け等（本新株予約権の募集事項 (9) 1) に規定される大規模買付け等をいう。）に関する提案（以下「買収提案」といいます。）がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努める。
 - ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別添3) 特別委員会委員略歴

<社外取締役>

鉢村 健 (はちむら・たけし)

【略歴】

1982年4月	日本銀行入行
2001年11月	日本銀行発券局総務課長
2005年3月	日本銀行福島支店長
2008年4月	日本銀行国際局参事役
2008年5月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 長期専門家 (中央銀行業務/総括) ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト
2011年6月	内閣官房 東京電力に関する経営・財務調査委員会 事務局 次長
2011年7月	内閣官房審議官 (東日本大震災復興対策本部)
2012年2月	復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官
2012年10月	日本銀行神戸支店長
2015年6月	(株)ルネサンス社外監査役
2017年3月	凸版印刷(株) (現TOPPANエッジ(株)) 顧問 (現任)
2018年6月	当社社外取締役 (現任)
2019年4月	立教大学兼任講師 (現任)
2019年8月	令和総合研究所(株)代表取締役 (現任)
2020年5月	アレンザホールディングス(株)社外取締役監査等委員 (現 任)
2022年9月	一般社団法人日本デューデリジェンス協会代表理事 (現 任)

<社外有識者>

村田 守弘 (むらた・もりひろ)

【略歴】

1970年12月	アーサーヤング東京事務所入所
1974年11月	公認会計士登録
1994年12月	東京青山法律事務所入所
1998年10月	アーサーアンダーセン税務事務所入所、翌年代表就任
2002年7月	朝日KPMG税理士法人設立、同代表就任
2004年1月	KPMG税理士法人設立、同代表社員就任
2006年4月	村田守弘会計事務所代表 (現任)
2011年6月	カゴメ(株)社外監査役
2012年3月	住友ゴム工業(株)社外監査役
2016年3月	カゴメ(株)社外取締役監査等委員
2016年3月	コクヨ(株)社外監査役

北村 康央 (きたむら・やすお)

【略歴】

1988年4月	(株)日本興業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行
1996年4月	弁護士登録 (東京弁護士会)
2001年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2007年10月	北村・平賀法律事務所設立、同事務所パートナー (現任)
2015年3月	東亜合成(株)社外監査役
2016年3月	東亜合成(株)社外取締役監査等委員
2018年12月	AIメカテック(株)社外監査役 (現任)
2019年3月	東亜合成(株)社外取締役
2019年6月	(株)ジーテクト社外監査役 (現任)
2020年12月	(株)LITALICO社外取締役監査等委員 (現任)

以 上

〈株主提案（第5号議案から第9号議案まで）〉

第5号議案から第9号議案は、当社株主であるESG投資事業組合（以下「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の議題、議案の要領及び提案の理由は、議案ごとに整理し、本提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま記載しておりますが、議案に番号を付し、項番号の形式的な修正を行っております。

第5号議案 買収防衛措置に係る定款変更の件

ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 買収防衛策

（買収防衛措置の検証と結果の開示等）

第50条

当社は買収防衛策の導入及び発動に際しては全ての株主の利益に配慮する。

②当社は、買収防衛措置の継続期間を1年とする。

③当社は、買収防衛策が導入されている場合、取締役会で年に1回以上、当該買収防衛策について、中長期的な当社の企業価値及び株主の共同利益の確保又は向上に資するかの観点から、必要性・妥当性・合理性を検証する。

④当社は、第3項の取締役会での検証結果を、Webサイトおよび有価証券報告書またはコーポレートガバナンス報告書で株主に分かりやすく開示する。

⑤当社は、検証の結果、必要性・妥当性・合理性が認められない買収防衛策は廃止する。

イ 提案の理由

本提案は本買収防衛策の継続の有無にかかわらず提案するものである。

いかなる場合も、買収防衛策については抑制的な運用が行われることが望ましい。そこで当社が導入した買収防衛策については常に一から検証し見直しを行うべく、上記の提案を行う。

なお、現在も検証を行っている旨の反論が当社から出ることが予測されるが、提案者は現在のうわべだけの検証と本音を見せない形だけの説明では不十分であり、株主への説明責任を明確にすべきだと考える。

〈第5号議案に対する当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社は、当社の信託型ライツ・プラン（以下、本意見において「本信託型ライツ・プラン」といいます。）の設定時においては、いわゆる同意なき買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、第三者専門家の見解を踏まえ、導入の当否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、設定時において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断し、本信託型ライツ・プランの設定時にその旨を開示しております。また、本信託型ライツ・プランの設定後も、その廃止の当否を含めて、真摯に検討を重ねておりますが、現時点において、本信託型ライツ・プランの必要性、妥当性及び合理性に変更は生じていないものと考えております。

当社取締役会としては、本信託型ライツ・プランについて、引き続きこれらの方針のもとに真摯な検討を重ねるとともに、法令等に従った十分かつ適正な開示を行う等今後も株主の皆様に必要な情報提供を適時適切に行ってまいりますので、定款に本株主提案のような規定を定める必要はないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

なお、当社は、第4号議案「第七回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件」に記載のとおり、2021年6月25日に開催された当社第96回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました第六回信託型ライツ・プランの有効期間が、2024年6月30日をもって満了するため、第七回信託型ライツ・プランを設定することとし、そのための新株予約権の発行について本株主総会に付議することを決定いたしました。そのため、本株主総会において第七回信託型ライツ・プランの設定の是非について株主総会特別決議によるご承認をいただくことについて株主の皆様にお諮りさせていただきます。第七回信託型ライツ・プランの具体的な内容は、第4号議案「第七回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件」をご参照ください。

第6号議案 政策保有株式の売却に係る定款変更の件

ア 議案の要領

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第10章 政策保有株式および投資有価証券

(政策保有株式の売却)

第51条

当社は、取締役会で年に1回以上、個別の政策保有上場株式について、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているか、取引の維持・発展及び業務のより円滑な推進等の保有目的に沿っているかを基に、保有の必要性および合理性を検証する。

②前項の検証のため年1回以上、政策保有株式の発行会社に当該株式売却の意向を示し、当該発行会社による取引縮減等不利益の示唆の有無について確認を行う。

③当社は、第1項の取締役会での検証結果を、Webサイトおよび有価証券報告書またはコーポレートガバナンス報告書で株主に分かりやすく開示する。

④第1項の検証の結果、保有の必要性および合理性のいずれかが認められない政策保有株式は全て、検証結果の開示より1年以内に売却する。

イ 提案の理由

当社は驚くべきことに、コーポレートガバナンス・コードの「原則1-4 政策保有株式」を実施していない。

その理由として「保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証している」ということと、「政策保有株式の議決権について、当社の中長期的な企業価値向上に繋がるか否かを個別に精査したうえで議案への賛否を判断している」ことを挙げているが、これは政策保有株式を保有する企業にとって当たり前のことを言っているだけで、コーポレートガバナンス・コードの原則を実施しないという特異なことの理由になっていない。

有価証券報告書には保有の目的は説明されているものの、その効果については言及がない。

当社において政策保有株式の効果の検証を行っているのであれば、他の多くの企業と同様にその検証結果を開示するのが当然だが、開示をしないのはそもそも検証を行っていないからであると疑われる。検証を行っているにも関わらず、開示できない理由があるとすれば、開示できる程度の保有の必要性および合理性が認められないことを当社でも認識しているのであろうとの推認が成り立つ。

以上を前提に、あえて政策保有株式を持つことの必要性および合理性を考えれば、経営陣に都合の良い賛成票が入ること、すなわち柳澤英二氏を始めとした経営陣の保身のために保有することである。保身のために保有していることを株主に対して説明することができないので、コーポレートガバナンス・コードの「原則1-4 政策保有株式」を実施していないものと推認される。提案者は、政策保有株式が取引の維持・発展等に寄与していた時代はとうに過ぎ去ったものであり、政策保有株式を保有する意味はないというのが基本的な立場であり、全政策保有株式を速やかに売却し、その売却金を株主に還元すべきものと考え、当社が保有を続ける必要がある、続けることが企業価値及び株主の共同利益の確保又は向上に資すると考えているのであれば、まずは検証を行った上で、株主に説明すべきである。そのため上記の提案を行う。

〈第6号議案に対する当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社グループは、2023年10月5日に公表いたしました2023年10月から2026年3月までを対象とする中期経営計画で「金属の可能性を追求し、未来を拓く。」を掲げ、金属の独自技術を磨き、新たな価値の創造を続けることで、多様なパートナーとともに、サステナブルな社会の実現に挑戦することを宣言しており、中期経営計画を達成することで、企業価値向上を図り、全てのステークホルダーから信頼される企業グループとなることを目指しております。

上記中期経営計画の下、政策保有株式については、当社は、従来より、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該会社の株式を取得し保有することができるものとしており、保有した株式については資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点から保有の合理性について検証しております。

そして、2024年3月27日付け当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、当社の2023年12月末時点での政策保有株式の保有額は、8,242,000千円（連結純資産の18.4%）であるところ、政策保有株式については、毎年、取締役会にて、資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係から採算性を検証し、見直しを実施しており、資本効率の更なる向上を図るため、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた政策保有株式の縮減を進めてまいります。

本株主提案では、取締役会で年に1回以上政策保有株式の保有の必要性及び合理性を検証し、当該検証結果を開示するとともに、当該検証の結果、保有の必要性及び合理性のいずれかが認められない政策保有株式は全て、検証結果の開示より1年以内に売却することを定款の内容にすることを求めています。上記のとおり、当社取締役会においては、毎年、資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係から採算性を検証し、見直しを実施することとし、法令等に従って、適切にコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示するとともに、政策保有株式の保有状況については有価証券報告書において開示するプロセスも確保されており、十分かつ適正な開示を行っているものと認識しております。

また、本株主提案では、年1回以上、政策保有株式の発行会社に当該株式売却の意向を示すことを定款の内容にすることを求めています。当社では、上記のとおり、取締役会において資本コストを勘案した中長期的な経済合理性や保有先との取引関係維持・強化の観点に照らして政策保有株式の保有や売却の検討及び判断をすることとしており、かかる観点を踏まえることなく当社の意向及び発行会社の意向にかかわらず売却の意向を発行会社に一律に伝えるよう義務付けることは、当社や当社のステークホルダーにとって適切なアプローチであるとはいえず、本株主提案のような内容を定款の規定とすることは、会社の根本規則である定款の性質に照らして不相当であると考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第7号議案 別途積立金取崩しの件

ア 議案の要領

次のとおり別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替える

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 34,350,500千円

(2) 増加する利益剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 34,350,500千円

イ 提案の理由

当社は、別途積立金を2023年3月期で34,350,500千円積み立ており、当該金額は総資産の70%程度に上る。当社は総資産の70%程度の目的が限定されていない積立金をため込んでいるにも関わらず、その理由については有価証券報告書等には記載がなく、株主に対して適切な説明が行われていない。

将来のリスクに備えることは必要であるが、過度な保守性によりここまで資金が積み上げられた過程では新しい技術への投資、新製品開発などの成長機会への投資が妨げられていたであろうことが容易に想像できる。このことは当社のROE5.24%（2023年3月31日時点）という低い利益率が端的に表している。また、説明を欠くまま適切な利益配分が行われなかったため、企業の成長や投資に対する期待が減少し、企業価値が低下しているともいえる。このことは当社のPBR0.48倍（2023年3月31日時点）が端的に表している。そこで今後の適切な投資、機動的な資本政策を行うため、ここまで積み上げてきた別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えることを提案する。

〈第7号議案に対する当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

本株主提案では、2023年3月期に係る別途積立金の全額に当たる34,350,500千円を繰越利益剰余金に振り替えることを内容としておりますが、このように、別途積立金の全額を一度に繰越利益剰余金に振り替えることは、健全な存続、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の持続的な利益の確保に反するものと考えております。

当社は、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策としてまいりましたが、今後は、より一層の安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様の期待に応えるために、単年度の業績の影響を受けにくい株主資本の水準や、株主資本の増加額を勘案し配当額を決定することに変更しており、当該株主還元方針に従った安定した株主還元を継続するために、相応の積立金の蓄積は必要であると判断しております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第8号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件

ア 議案の要領

次の現行の定款について次の変更案のとおり変更する。

現行の定款

第48条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によって定めず、取締役会の決議によって定める。

変更案

第48条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議による他、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

イ 提案の理由

当社は、配当等については「株主へ機動的に利益還元ができるよう、～取締役会の決議によって決定できる旨定めている」と説明している（2023年3月期有価証券報告書37ページ）。機動的な利益還元は配当の決定権限を株主総会に加えて取締役会にも付与することで実現が可能であるところ、当社はあえて「株主総会の決議によって定めず」という文言を入れ、配当等に株主の意思が反映されることを排除している。なぜ株主から総会での提案を行う権利までも奪う必要があるのか到底理解することができない。当社の株主軽視の姿勢を表すものである。このような不適切な規定は即時撤廃すべきであり提案者は上記のように定款の変更を求めるものである。

〈第8号議案に対する当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社は、剰余金の配当等の決定機関につきまして、会社法第459条第1項及び第460条の規定に基づき、2006年6月29日開催の第81回定時株主総会において、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等を取締役会の権限とする旨の定款変更議案を提案し、多数の株主様の賛成を得てご承認いただいております。

また、当社は、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策として、機動的に自己株式の取得を実施してまいりましたが、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、今後は、より一層安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様への期待に応えるために、株主還元方針を変更し、当該変更後の株主還元方針を2024年3月期の期末配当より適用することといたしました。当該株主還元方針では、①財務健全性を維持しながら、当期連結業績や将来の資金需要、及び株主資本の水準や株主資本の増加額を総合的に勘案しながら安定的な配当を継続すること、及び、②自己株式の取得については、他の投資案件との比較、資本効率や財務状況を勘案しながら総合的に判断することとしております。

本株主提案は、剰余金の配当等について取締役会の決議だけでなく株主総会の決議によっても定めることができるよう定款の変更を求めるものですが、配当及び自己株式取得等の資本政策に係る事項は、株主様の付託を受けた取締役会が、上記の株主還元方針や財務状況等を勘案しながら中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益に資するよう経営方針と一体として総合的に判断し、責任を負う体制とすることで、株主様への利益還元を機動的に遂行できており、より一層安定的な株主還元を実現できるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第9号議案 剰余金を処分する件

ア 議案の要領

第8号議案 剰余金の処分に係る定款変更の件が可決承認されることを条件に次の提案を行う。

2024年3月期の配当について以下のとおりとする。

- ・ 配当財産の種類
金銭
- ・ 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
配当性向100%またはDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額
- ・ 剰余金の配当の効力が生じる日
定時株主総会の日翌営業日
- ・ 配当金支払開始日
定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

イ 提案の理由

当社は、2023年3月有価証券報告書によると現金17,808,434千円を保有している。その他投資有価証券を8,230,305千円、長期預金を2,100,000千円保有する一方で、有利子負債は期末残高374,737千円という歪な財務状況となっている。また、総資産と自己資本の比率（財務レバレッジ）は1.15倍となる。これは当社の一面的な安定性を表しているのかもしれないが、当社が漫然と資産をため込み積極的な経営を行っていないことを表すものでもある。

このように過度に現金等を保有し保守的な経営を続けている結果がPBR0.48倍、ROE5.24%と低調な指標として現れている。このような過度に保守的で現金等の資産を積み上げる資本政策を続ければ、当社の評価は低迷し続ける。

そこで積み上げた現金等の一部及び政策保有株式の売却金を原資として配当性向100%またはDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額を配当することが、当社の株価の評価の改善につながると考え上記のとおり提案する。

この水準の配当を行うと概算で150円程度の配当が見込まれ、配当総額は31億程度となるが、上記のように豊富な資産を有する当社にとってはこの程度の配当を行っても当社の事業に必要な資本や研究開発に充てる費用にはなお余裕が十分にある。

〈第9号議案に対する当社取締役会の意見〉

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

反対の理由

当社は、2024年3月27日付け当社プレスリリース「株主還元方針の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、これまで財務健全性を維持しながら安定的な配当を行い、資本効率の向上に資する株主還元策としてまいりましたが、今後は、より一層の安定的な株主還元を実現するため、また株主の皆様の期待に応えるために、単年度の業績の影響を受けにくい株主資本の水準や、株主資本の増加額を勘案し配当額を決定することに変更しております。

その上で、2024年3月27日付け当社プレスリリース「業績予想の修正及び配当予想の修正に関するお知らせ」及び「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、上記株主還元方針の変更に伴い、2024年3月期の期末配当予想16円から変更し、30円の予想とし、2025年3月期の通期配当は60円を計画しておりましたところ、2024年5月14日付け「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にて公表いたしましたとおり、当該配当予想どおりの配当の実施を予定しており、株主還元の更なる向上に努めてまいります。

併せて、2024年3月27日付け当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」にて公表いたしましたとおり、成長戦略投資として、①薬品事業については、2023年10月5日付けの当社中期経営計画で公表しているとおり、オンリーワンの化学薬品メーカーになるために、先進的金属リサイクル事業を始め、先端の新素材事業への積極的な投資に注力すること、②建材事業については、当該中期経営計画で公表している既存製品の拡大をベースに、非防火分野で新規製品の開発を梃子とした業務推進、非住宅分野での取組みに注力し、投資を実施することを方針に掲げており、当該取組みを推進してまいります。

本株主提案は2024年3月期における配当性向100%又はDOE7%に相当する額のどちらか高い方の金額を配当することを内容とするものですが、このような配当を実施することは、中長期的な経営課題の達成に支障を来すおそれがあるとともに、株主の皆様に対する将来に渡る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における日本経済の動向は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、社会経済活動は正常化し始めました。一方で、全世界的なインフレや円安、地政学リスク等が継続するなか、人件費、エネルギー価格等のコスト上昇が企業利益を圧迫しております。更に、中国経済の停滞もあり、依然として社会経済の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは既存製品の販売・生産数量の確保・拡大に加え、新製品・新規用途開発品の早期の実績化及び新規ユーザーの開拓に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高は前期比1,618百万円 6.7%減の22,444百万円、営業利益は前期比722百万円 24.9%減の2,177百万円、経常利益は前期比704百万円 21.6%減の2,560百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比491百万円 22.0%減の1,742百万円となりました。

なお、当社グループは中期経営計画を2023年10月よりスタートし、2030年のありたい姿を視野に入れ、持続的な成長をめざし、取り組んでおります。

事業別の状況は以下のとおりです。

主力の薬品事業においては、営業・生産・研究開発部門を一体化する組織改革を行い、部門全体で中期経営計画の実現に向けた取り組みを強化するとともに、マーケティング部を新設し、市場分析に基づいた計画策定を図りました。既存製品は、自動車関連で一定の需要回復がみられましたが、電子部品はサプライチェーン全体として在庫調整の影響が予想以上に長引き、製品の販売数量は減少いたしました。加えて、当社の扱う主要な非鉄金属相場の下落影響を受け、販売単価が下がったことも売上高の減少に影響いたしました。一方で、二次電池用正極材の受託加工は、安定的に生産・出荷を行いました。利益面では、物価の上昇、需要の減少に対応すべく、製造原価の改善、高収益な製品の構成の拡大を進めましたが、需要の減少を補いきれず営業利益は減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比1,562百万円 7.8%減の18,536百万円となり、営業利益は前期比553百万円 19.8%減の2,244百万円となりました。

建材事業は、新設住宅着工戸数の減少や鋼材価格の高止まりといった厳しい事業環境が続いております。このような環境下、売上高に関しては、鋼材価格上昇等に相応する売価改定による増加はあったものの、販売数量減等により減少いたしました。利益面では、生産性の向上を進めましたが、固定費等のコスト上昇もあり営業利益は減少いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比55百万円 1.4%減の3,907百万円となり、営業利益は前期比166百万円 18.0%減の757百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による外部からの資金の調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当期における当社グループの設備投資は、総額は852百万円でありました。その主なものは、薬品事業の生産設備更新投資と建材事業の生産設備効率化投資です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

当社グループは『企業は公器』との理念に基づき、法と社会倫理を遵守するとともに、透明性、信頼性の高い企業運営を推進し、『成長』の達成によって企業価値を高め、以て社会に貢献することを経営の基本方針とし、その実現のために、下記の中期経営計画等に取り組んでおります。

①基本方針

金属の独自技術を磨き、新たな価値の創造を続けることで、多様なパートナーとともに、サステナブルな社会の実現に挑戦する。

②基本戦略

事業基盤の強化

- ・高付加価値事業・製品の創出
- ・提案力を高めるマーケティング
- ・生産体制の強化

成長領域の拡大

- ・イノベーションの創出
- ・戦略的パートナーシップ
- ・海外市場の展開

社会課題の解決

- ・循環型社会の実現
- ・脱炭素社会の構築

以上の取り組みを促進するとともに、引き続き、事業環境の変化に対応しながら成長領域に果敢に挑戦し、変革を担う人財の育成を図ってまいります。また、ガバナンス体制を強化するために、取締役と執行役員体制の強化、コンプライアンスの徹底、リスク・危機管理の徹底も踏まえた内部統制の更なる強化など、企業の持続的成長のための基盤強化も引き続き進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2020.4～2021.3	第 97 期 2021.4～2022.3	第 98 期 2022.4～2023.3	第 99 期 (当連結会計年度) 2023.4～2024.3
売 上 高	19,642百万円	23,716百万円	24,062百万円	22,444百万円
営 業 利 益	2,388	4,223	2,899	2,177
経 常 利 益	2,601	4,510	3,265	2,560
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,843	3,236	2,234	1,742
1株当たり当期純利益	91円94銭	163円01銭	113円24銭	88円81銭
総 資 産	46,342百万円	49,487百万円	50,060百万円	52,928百万円
純 資 産	39,540	41,973	43,362	45,660
1株当たり純資産	1,972円11銭	2,127円31銭	2,197円75銭	2,348円33銭

- (注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第96期85,502株、第97期82,345株、第98期82,345株、第99期68,885株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第96期51,595株、第97期83,464株、第98期82,345株、第99期73,659株であります。
2. 第97期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第97期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 96 期 2020.4～2021.3	第 97 期 2021.4～2022.3	第 98 期 2022.4～2023.3	第 99 期 (当事業年度) 2023.4～2024.3
売 上 高	18,429百万円	21,975百万円	21,884百万円	20,428百万円
営 業 利 益	2,250	3,830	2,593	1,981
経 常 利 益	2,458	4,357	2,924	2,383
当 期 純 利 益	1,715	3,130	2,034	1,640
1株当たり当期純利益	85円56銭	157円67銭	103円14銭	83円56銭
総 資 産	44,878百万円	47,845百万円	47,996百万円	50,126百万円
純 資 産	38,433	40,762	41,743	43,503
1株当たり純資産	1,916円86銭	2,065円95銭	2,115円66銭	2,237円36銭

(注) 「三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口))」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第96期85,502株、第97期82,345株、第98期82,345株、第99期68,885株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第96期51,595株、第97期83,464株、第98期82,345株、第99期73,659株であります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	330,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販売

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳澤英二	代表取締役社長	
野瀬賢造	取締役（サステナビリティ推進担当 兼 建材本部担当）	
太田武之	取締役（管理本部長 兼 情報システム管理室長）	
角谷博樹	取締役（薬品事業統括本部長）	
山本晃	取締役	
鉢村健	取締役	TOPPANエッジ(株)顧問 令和総合研究所(株)代表取締役 立教大学 兼任講師 アレザホールディングス(株)社外取締役監査等委員
滝順子	取締役	一般社団法人日本デューデリジェンス協会代表理事 滝公認会計士事務所 代表 イオンモール(株)社外取締役 新田ゼラチン(株)社外監査役
神田安積	取締役	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長 ウイン・パートナーズ(株)社外取締役監査等委員 マックス(株)社外取締役監査等委員
吉田豊	常勤監査役	
花木正義	監査役	花木正義税理士事務所 税理士 越後交通(株)社外監査役
富山正次	監査役	
小野寺文敏	監査役	(株)SMB C信託銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役鉢村 健、取締役滝 順子、取締役神田安積の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田 豊、監査役富山正次、監査役小野寺文敏の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉田 豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計及び証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任し、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小野寺文敏氏は、金融機関における長年の経験に加え、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は取締役鉢村 健、取締役滝 順子、取締役神田安積の各氏及び監査役富山正次、監査役小野寺文敏の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

8. 当社は取締役鉢村 健、取締役滝 順子、取締役神田安積の各氏及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
9. 当社は、当社の役員全員を被保険者とし、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員としての業務執行に起因して損害賠償がなされたことによって被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお、その保険料は当社が全額負担しております。
10. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - (1) 就任

2023年6月27日開催の第98回定時株主総会において、柳澤英二、野瀬賢造、太田武之、角谷博樹、鉢村 健、滝 順子の各氏が取締役にも再選され重任いたしました。

2023年6月27日開催の第98回定時株主総会において、山本 晃、神田安積の各氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - (2) 退任

2023年6月27日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、吉成昌之氏が取締役を任期満了により退任いたしました。
11. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

取締役 鉢村 健 (株)ルネサンス 社外監査役退任 (2023年6月28日)

取締役 神田安積 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士退任 (2023年8月31日)

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長就任 (2023年9月1日)
12. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化することを目的に、執行役員制度を導入しております。

2024年3月31日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

氏 名	地位及び担当
柳 澤 英 二	代表取締役社長 (経営全般)
野 瀬 賢 造	専務執行役員 (サステナビリティ推進担当 兼 建材本部担当)
太 田 武 之	専務執行役員 (管理本部長 兼 情報システム管理室長)
角 谷 博 樹	専務執行役員 (薬品事業統括本部長)
山 本 晃	執行役員
山 田 修	常務執行役員 (薬品事業統括本部 薬品営業本部長 兼 マーケティング部長)
小 野 村 勲	常務執行役員 (薬品事業統括本部 薬品生産本部長 兼 品質保証室長)
百 瀬 讓	執行役員 (管理本部 総務部長)
菅 原 讓	執行役員 (建材本部長)
松 尾 理	執行役員 (薬品事業統括本部 事業管理室長)
渡 辺 純 貴	執行役員 (薬品事業統括本部 R&Dセンター長 兼 研究部長 兼 電池材料事業開発部長)

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

① 当社の役員報酬等の額の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬及び賞与を支払うこととしております。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

また、本決定方針は、指名報酬委員会の答申を踏まえ決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役は50百万円。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。

上記報酬額その他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、2017年6月28日開催の第92回定時株主総会において決議された株式報酬制度を導入し現在に至るまで同制度を継続しております。同制度に基づく株式取得資金の上限は、180百万円（3事業年度）であり、上記記載の金銭報酬限度額とは別枠で、1事業年度当たり45,000ポイントを株式交付の上限としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第97回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長 柳澤英二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容

に従って決定をしなければならないこととしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	137,789 (26,646)	93,342 (22,446)	30,572 (4,200)	13,875 (-)	9 (4)
監査役 (うち社外監査役)	31,713 (26,699)	27,285 (22,914)	4,428 (3,785)	- (-)	4 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上表の支給額には、第99回定時株主総会において第3号議案が原案通り承認可決された場合の役員賞与支給予定額(取締役分30,572千円、監査役分4,428千円)を含んでおります。

⑤業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬として賞与を支給しております。賞与の算定方法の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で業績、その他の成果等を総合的に検討し、取締役会に答申し、取締役会で決定しております。

また、非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度を導入しており、業績連動型株式報酬の算定に係る指標は、評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率です。当該指標を選択した理由は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることであります。業績連動型株式報酬の額の決定方法は、役位別基礎ポイントに在任係数及び業績連動係数を乗じて算定いたします。

なお、当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,690百万円であり、実績は2,177百万円となり、達成率は80.93%となったことにより業績連動係数は0.6となりました。

(業績連動型株式報酬の算定方法)

本業績連動型株式報酬制度の算定方法によるポイント数は下記の方法に基づき算定のうえ、1事業年度当たり付与するポイント数(株数)を確定します。原則として累積したポイント数に相当する株式数が退任時に交付されます。

〈算出式〉 役位別基礎ポイント (※1) × 在任係数 (※2) × 業績連動係数 (※3)

※1 評価対象期間の開始日 (但し、評価対象期間中に新たに取締役になされた制度対象者は、就任時) における役位に応じて次の表に定める基礎金額の数を本信託の1株当たりの当社株式取得価格で除した数をいう。但し、当該日以後、評価対象期間中に制度対象者の役位の変更があった場合の基礎金額は、次の月数按分計算式のとおり、評価対象期間中の各月の1日における役位に応じて月数按分した金額とする。なお、小数点以下は切り捨てることとする。

役位	基礎金額
取締役会長	5,400,000円
取締役社長	5,400,000円
取締役専務執行役員	3,600,000円
取締役常務執行役員	2,700,000円
取締役	1,800,000円

(月数按分計算式)

基礎金額 = ①前役位に係る按分基礎金額 + ②後役位に係る按分基礎金額

①前役位に係る按分基礎金額 = 前役位による、上記表に定める基礎金額 × 前役位における在任月数 ÷ 評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

②後役位に係る按分基礎金額 = 後役位による、上記表に定める基礎金額 × 後役位における在任月数 ÷ 評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

※2 在任係数は、ポイント付与日を基準に、当該制度対象者が取締役に就任した日 (継続して再任されている場合は当初の就任日) から、評価対象期間満了日の直後に到来する定時株主総会終結の日までの在任期間に応じ、次の表に定める数とする。

在任期間	在任係数
10 期以上	1.50
8 期以上10期末満	1.40
6 期以上8期末満	1.30
4 期以上6期末満	1.20
2 期以上4期末満	1.10
2 期末満	1.00

※3 業績連動係数は、各評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率により次の表に定める数とする。

業績指標	業績連動係数	業績指標	業績連動係数
150.00%以上	1.50	95.00%以上100.00%未満	0.90
140.00%以上150.00%未満	1.40	90.00%以上95.00%未満	0.80
130.00%以上140.00%未満	1.30	85.00%以上90.00%未満	0.70
120.00%以上130.00%未満	1.20	80.00%以上85.00%未満	0.60
110.00%以上120.00%未満	1.10	70.00%以上80.00%未満	0.50
100.00%以上110.00%未満	1.00	70.00%未満	0.00

(控除期間が存する者についてのポイントの算出)

ポイント付与対象者について、対応する評価対象期間中に、控除期間に該当する期間があった場合には、算出式にかかわらず、その者に付与されるポイントは、当該控除期間の月数(※4)を評価対象期間の月数から控除した月数を「在任期間月数」として、次の算式により算出される数とする(小数点以下切り上げ)。なお、疑義を避けるために記載するに、在任期間月数が0(ゼロ)となる場合、ポイントは付与されない。

付与ポイント = $\langle \text{算出式} \rangle$ で算出したポイント \times 「在任期間月数」 \div 評価対象期間の月数
 ※4 1カ月単位とし、1カ月未満の端数は15日以上を1カ月とし15日未満は切り捨てる。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	鉢村 健	TOPPANエッジ(株) 顧問 令和総合研究所(株) 代表取締役 立教大学 兼任講師 (株)ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス(株) 社外取締役監査等委員 一般社団法人日本デューデリジェンス協会 代表理事	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	滝 順子	滝公認会計士事務所 代表 イオンモール(株) 社外取締役 新田ゼラチン(株) 社外監査役	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	神田 安積	弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長 ウイン・パートナーズ(株) 社外取締役監査等委員 マックス(株) 社外取締役監査等委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	吉田 豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	富山 正次	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	小野寺 文敏	(株)SMB C信託銀行 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	鉢 村 健	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、主に金融業界での豊富な知識・見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	滝 順 子	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、公認会計士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	神 田 安 積	就任後に開催された取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会0回）13回のうち13回出席し、弁護士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。更に、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外監査役	吉 田 豊	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち18回出席し、また当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	富 山 正 次	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち17回出席し、また当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
社外監査役	小 野 寺 文 敏	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会0回）18回のうち17回出席し、また当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回出席し、金融機関勤務や企業経営者としての豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針を2024年3月27日に、より一層の安定的な株主還元を実現するために下記の通り変更しております。

その基本方針は、財務健全性の維持は勿論のこと、当期連結業績や将来の資金需要、及び単年度の業績の影響を受けにくい株主資本の水準や株主資本の増加額を勘案し配当額を決定することに變更いたしました。

当期の業績につきましては、64～65頁の事業の経過及びその成果で申し述べましたように、薬品事業、建材事業ともに特に利益面で厳しい業績となり、通期の業績予想を下回りました。今後につきましては幾分明るい兆しが見えてきたものの、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

しかしながら、当期の配当につきましては前述の基本方針等を勘案し、取締役会決議により中間1株につき16円、総額 315,400,944円（支払開始日：2023年12月5日）、期末配当は1株につき30円、総額 585,385,770円（支払開始日：2024年6月5日）とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発及び海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注 期末配当金は、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式（68,885株）に対する配当金（2,066,550円）を含んでおります。

注 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。但し、1株当たり当期純利益・純資産及び比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	52,928,082	(負債の部)	7,267,260
流動資産	32,255,990	流動負債	4,913,153
現金及び預金	19,687,270	支払手形及び買掛金	2,474,295
受取手形	1,372,910	電子記録債務	328,089
電子記録債権	610,593	短期借入金	373,800
売掛金	5,736,382	未払法人税等	371,739
商品及び製品	1,870,434	賞与引当金	420,000
仕掛品	1,287,196	役員賞与引当金	35,000
原材料及び貯蔵品	1,540,182	その他	910,229
その他	152,291	固定負債	2,354,106
貸倒引当金	△1,270	繰延税金負債	1,830,674
固定資産	20,672,091	退職給付に係る負債	340,187
有形固定資産	7,210,677	役員株式給付引当金	95,328
建物及び構築物	2,213,877	資産除去債務	40,480
機械装置及び運搬具	2,078,164	その他	47,435
工具、器具及び備品	214,755	(純資産の部)	45,660,822
土地	2,654,466	株主資本	40,667,347
建設仮勘定	49,414	資本金	1,034,000
無形固定資産	124,228	資本剰余金	742,352
ソフトウェア	68,514	利益剰余金	39,720,445
その他	55,713	自己株式	△829,450
投資その他の資産	13,337,185	その他の包括利益累計額	4,993,475
投資有価証券	9,902,258	その他有価証券評価差額金	3,996,612
長期預金	2,100,000	為替換算調整勘定	774,783
退職給付に係る資産	470,428	退職給付に係る調整累計額	222,079
繰延税金資産	14,863		
その他	851,205		
貸倒引当金	△1,570		
資産合計	52,928,082	負債純資産合計	52,928,082

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,444,051
売上原価	17,185,333
売上総利益	5,258,717
販売費及び一般管理費	3,081,041
営業利益	2,177,676
営業外収益	434,924
受取利息	13,951
受取配当金	203,463
不動産賃貸料	77,653
受取保険金	45,644
その他	94,212
営業外費用	51,682
支払利息	6,593
賃貸収入原価	32,320
為替差損	7,297
その他	5,471
経常利益	2,560,918
特別利益	16,335
固定資産売却益	15,995
投資有価証券売却益	340
特別損失	66,525
固定資産除却損	58,070
固定資産売却損	8,454
税金等調整前当期純利益	2,510,728
法人税、住民税及び事業税	752,046
法人税等調整額	15,787
当期純利益	1,742,894
親会社株主に帰属する当期純利益	1,742,894

株主総会会場のご案内

会場：〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5丁目50番5号

アートホテル日暮里ラングウッド 2階「飛翔」

電話：03-3803-1234 (代)



最寄駅：JR日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩3分

※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。